

告 示

埼玉県告示第三百二十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

令和元年七月二十二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

株式会社Rコンストラクション

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県新座市片山一丁目十三番十七号

ハ 代表者の氏名

渡邊 英嗣

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第六九〇六〇号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社Rコンストラクションの役員は、平成十七年三月十四日銃砲刀剣類所持等取締法違反等の罪により、前橋地方裁判所から懲役十年の判決を受け、平成二十八年一月二十六日までその刑に処せられていた。また、平成二十六年八月七日傷害の罪により、仙台地方裁判所から懲役八月の判決を受け、平成二十八年九月二十六日までその刑に処せられていた。

このことは、法第八条第十一号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。